

平成 25 年 9 月 26 日

国立大学図書館協会会長館

公立大学協会図書館協議会会長館 御中

私立大学図書館協会会長館

国公立大学図書館協力委員会

大学図書館著作権検討委員会

「大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第 31 条第 1 項第 1 号の「発行後相当期間」の扱いについて（案）」に関する意見収集について（依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会では、大学図書館における著作物の利用について、学術情報を円滑に流通させるための活動を行っております。

このたび、ガイドラインを設け、紀要等の大学が刊行する定期刊行物に掲載された著作物の流通を促進するべく、その案を別紙のとおり作成いたしました。

つきましては、下記の要領にて、貴協会・協議会各加盟館を通じて各大学にご周知いただき、意見収集のご協力をお願い申し上げます。

○依頼事項

- ・ 趣 旨： 別紙「大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第 31 条第 1 項第 1 号の「発行後相当期間」の扱いについて（案）」に関する大学からの意見収集
- ・ 期 間： 平成 25 年 10 月 1 日（火）～10 月 31 日（木）
- ・ 周知方法： 貴協会・協議会のウェブサイトに標記のガイドライン（案）（PDF）を掲載の上、各大学においては可能な範囲で学内周知をお願いすることとして、意見の収集につきましてご協力をお願い申し上げます。原則として、意見の提出は個人が行うものとします。ご意見の送付方法・送付先は以下のとおりです。
- ・ 送付方法・送付先： 「ガイドライン（案）に対する意見」と題して、ご意見のほか、大学名、所属（図書館、研究科等）、氏名をご記入のうえ、大学図書館著作権検討委員会あてに E-mail にて、 kiyo-pubcom@lib.u-tokyo.ac.jp までお送りください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

国公立大学図書館協力委員会

大学図書館著作権検討委員会ワーキンググループ

E-mail: kiyo-pubcom@lib.u-tokyo.ac.jp